

規制の特例措置の実施状況に関する調査

(構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査)

結果報告書

(医療・福祉・労働部会分)

平成 16 年 6 月

総務省行政評価局

特例措置調査結果（901）

特例措置番号	901		
特例措置名	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業		
特例措置の概要	<p>地方公共団体が、求人が相当数あるにもかかわらず求職者が安定した職業に就くことが困難な状況にあるなどの要件を満たすものと認めて特区計画を申請し、認定された場合に、当該特区内において、都道府県労働局長の認定を受けた社会保険労務士が、求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができるように、社会保険労務士法第2条に規定する社会保険労務士の業務の特例を設けるものである。</p>		
提案主体	足立区（生活創造特区）		
特例措置に係る特区の認定状況	0件		
調査対象機関	規制所管省庁	厚生労働省	
	提案主体	足立区	
	認定申請主体		
	その他	地方公共団体3、民間事業者・団体等5	
調査結果			
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年3月末現在） 本特例措置に係る特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 該当なし</p> <p>3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況 (1) 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況 〔足立区〕</p> <p>足立区では、同区が東京都の東北端に位置するという地理的条件や中小企業が多いことから、よりよい条件での転職等のためには他区他県に所在する事業所までも対象とすることが必要であるとして、社会保険労務士の業務に係る求職者又は労働者及び就職する事業所の範囲を東京都、千葉県及び埼玉県内とすることを要望していた。しかし、本特例措置については、労働者に対する中間搾取等の弊害が生ずる恐れもあるので特区内に地域を限定する必要があるとの理由により、実際の業務の範囲は特区である足立区内に限られることとなった。</p> <p>このため足立区では、業務の範囲を足立区内に限定してしまうと、限られた地域の中で社会保険労務士の代理事業が成り立ちうるのか極めて疑問であり、強引に実施しても対象となる事業所が十分に確保できなければ実績がほとんど挙がらないことが予想されるとして、当面実施する意向を有していない。</p> <p>足立区では、就職先の事業所については区内に限るとする部分を緩和し対象区域を広域化することができないか検討して欲しいとの要望を有している。</p>			

〔厚生労働省労働基準局労働保険徴収課〕

厚生労働省は、「足立区が、求職者又は労働者及び就職する事業所について、東京都、埼玉県及び千葉県内を要望したことについては、労働者に対する中間搾取等特例措置の弊害が生じるおそれもあるので、地域を限定して試みに特例措置を設けるという特区制度の趣旨に即し特区内に地域を限定し効果をみる必要があるため、特区内に限ることとしたものである。なお、特区の認定申請は市区町村単位のみならず、複数の地方公共団体が共同して申請することが可能である。」としている。

〔社会保険労務士会〕

全国社会保険労務士会連合会では、本特例措置が特区において実施されない理由として足立区と同じ理由を挙げている。また、個別労働紛争解決制度における総合労働相談件数が平成15年度に約73万件も寄せられている状況にかんがみれば、就業規則や賃金規定の作成を通じて中小企業の労働事情に通じた社会保険労務士が本特例措置に基づき代理事業を行うことは社会的意義が大きく、需要もあるとしている。

東京都社会保険労務士会足立・荒川支部では、足立区と同様に社会保険労務士が行うことのできる労働契約の締結が、特区内に事業所を有する事業主との間に行う契約に限定されているため、利益がそれほど期待できず業として成り立たないとして、目先の実施の可否というよりも中長期的な課題として取り組むことが必要ではないかとしている。

(2) その他の地方公共団体等

調査対象とした地方公共団体等では、本特例措置を認定申請する予定はないとしている。

なお、主な意見は次のとおりである。

ア 沖縄県

県外への就職を促進する施策を展開しているといった沖縄県の地域の特性もあるため、特例措置で認められる本事業については、特例措置によるのではなく、全国的に実施すべきものとする。

イ 奈良県

県内の雇用情勢から考えると、当該特例措置の適用要件とされている「特区内に相当数の求人があり、求人数に比して就職者数が少なく、これらの傾向が一定期間継続している状態を満たす地域」が奈良県にあるとは考えにくい。

4 特例措置の適用が少ない原因・理由等

本特例措置の提案主体である足立区が特区計画の申請を行っていないのは、社会保険労務士の代理事業に係る求職者又は労働者及び就職する事業所の範囲が特区内に限定されているため、仮に実施した場合でも十分な効果が期待できないことからである。

特例措置調査結果（903）

特例措置番号	903	
特例措置名	官民共同窓口の設置による職業紹介事業	
特例措置の概要	<p>地方公共団体が用意した施設内において、公共職業安定所の出先窓口と民間職業紹介事業者の共同窓口を設置し、共同して職業紹介サービスを提供する際に、安定所と民間事業者との間で求人・求職情報を相互に連絡・回付することは、求職者情報の目的外使用の禁止や守秘義務等を定めた職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2の規定に抵触しないものであることを明確化するものである。</p>	
提案主体	足立区（生活創造特区）	
特例措置に係る特区の認定状況	1件（足立区（人材ビジネスを活用した雇用創出特区））	
調査対象機関	規制所管省庁	厚生労働省
	提案主体	足立区
	認定申請主体	足立区
	その他	民間事業者・団体等2
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年3月末現在） 本特例措置に係る特区計画認定件数は、1件（足立区）である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 足立区では、主として若年者の雇用対策のため、民間職業紹介事業者の高いカウンセリング能力やスキルアップ能力を活用して、官民連携の職業紹介による相乗効果をねらい、就職率を高め、失業率を低下させることを目的として本特例措置を提案し特区において実施している。本特例措置の実施状況等は次のとおりである。</p> <p>(1) 実施されている事業の内容</p> <p>ア 実施方法 平成15年11月に足立区役所内に設置した「あだちワークセンター」（面積約200㎡）において、ハローワーク足立（足立公共職業安定所）と足立区の選定した民間職業紹介事業者（株式会社リクルート（以下「㈱リクルート」という。））とが共同で窓口を設け、職業紹介を実施している。 ハローワーク足立の窓口数は8、配置人員は11人（うち1人は官民共同窓口の総合受付を担当）、㈱リクルートの窓口数は4、配置人員は4人である。</p> <p>イ 本特例措置に係る実績 本特例措置に係る職業紹介事業等について、平成15年11月から16年3月までの5か月間の実績をみると、来所者数は累計で2万2,959人（営業日98日の1日当たり平均234人）、うち新規求職者数は累計で4,289人、就職者数は累計で715人、うち30歳未満の若者の比率が31.0%（パーセント）、就職率（新規求職者数と就職</p>		

者数の比率)は累計で16.7%となっている。このうち就職者数については、特区計画で想定している「当面の目標1,000人の新規雇用」を達成することは、現在のペースから考えればほぼ確実視される状況にある。

なお、機関別内訳をみると、例えば新規求職者数の累計4,289人は、ハローワーク足立3,722人、(株)リクルート567人となっている。

ウ 特例措置の実施に要する経済的負担の状況

(ア) 本特例措置の実施に係る費用

「あだちワークセンター」は、従来から区役所内にあったハローワーク足立の高年齢者職業相談室「あだちワークコーナー」(約70㎡)を拡張・転用したものであり、そのための工事等に足立区は1,000万円弱の設備投資を行っている。

相談員の人件費、机椅子・什器類、パソコン、検索性端末機等の設備及び直接使用している携帯電話、ファックス等の通信費などは、ハローワーク足立及び(株)リクルートがそれぞれ調達・管理しているが、それ以外の共用部分の光熱費及び清掃経費等については区が負担しており、運営費としては概ね年間で800万円程度と見込んでいる。

(イ) 民間事業者に対する補助等の支援措置

(株)リクルートでは、有料の職業紹介事業も行うことができるが、官民共同窓口が設置されている「あだちワークセンター」は主として若年者を対象としているため、企業に求職者を斡旋して報酬を得られるような人材層ではないとして、無料で事業を実施している。

足立区では、「足立区雇用創出特区事業推進補助金」制度を平成15年11月に創設し、民間職業紹介事業者が行う事業によって、当該求職者が就労した場合等いわゆる成功報酬という形でその経費の一部を補助している。

事業が開始された平成15年11月から16年3月までの5か月間の補助実績は503万円となっている。なお、平成16年度の予算枠は6,000万円となっている。

一方、(株)リクルートでは、平成15年11月から16年3月までの支出額は約1,300万円となっており、15年度においては実質800万円の赤字となっている。

エ 民間事業者等の関心度

足立区では、提案後、特区計画の認定申請までの間に、参入の可能性があるという感触を持った民間職業紹介事業者数社と事前の意見交換等を行っており、実際に事業計画の提案を行った事業者は6社であったが、20社近い事業者からの問合せがあったほか、事業実施後においても中小の民間職業紹介事業者や地方公共団体からの問い合わせがあるとしている。

(2) 要件・手続等の内容

足立区では、本特例措置の適用に際し、要件・手続が過剰又は煩瑣である状況はなかったとしている。

なお、他の地方公共団体において、本特例措置の適用実績がないこと等について、足立区、(株)リクルート及び厚生労働省の意見等は次のとおりである。

ア 足立区

特区における適用実績が他にない原因としては、足立区の方式で行った場合、民間事業者にとっては採算がとれないこと、地方公共団体にとっては予算措置が必要になることが大きいのではないかとと思われる。

また、平成 16 年度から厚生労働省の「民間委託による長期失業者の就職支援事業」(注)が試行的に始まり、長期失業者について、安定所の職業紹介を始めとする就職支援等の業務を包括的に民間委託することができるようになったことも考えられる。

(注) 本事業は、公共職業安定所において民間のノウハウを活用する事業の新しい形態として、公共職業安定所で安定した雇用に至らなかった長期失業者について、職業紹介を始めとする就職支援から就職後の職場定着指導までを包括的に民間事業者へ委託し、安定した雇用の実現を図ろうとする試行的な取組である。

平成 16 年度から実施されることとなっており、対象地域は、北海道、東京、愛知、大阪及び福岡の 5 都道府県 10 地区、対象となる長期失業者は約 5,000 人を予定している(緊急雇用創出特別基金のうち 71 億円を充当)。

イ (株)リクルート

本特例措置の適用実績が低調であるのは、自治体にとっては事業者に対する補助等財政負担を要することと、事業者も自治体からの補助金に頼らざるを得ない構造となっていることが大きいと考える。

本特例措置の事業において有料職業紹介事業を行うことは可能であるが、足立区のワークセンター事業の対象として想定している主たる求職者は、キャリアのある人材層ではなく、若年の新卒者や失業者であり、これらの人材を金銭負担してまで雇用したいと思う企業は存在しないと思われる。

事業の運営上の問題点としては、安定所に寄せられた求人情報については、あだちワークセンター内にあるハローワーク足立の「出先窓口」とハローワーク足立(本所)が受け付けた求人について、事業主の了解を得られたもののみ求人票のコピーで提供(実績として約 400 件)を受けていること、センター内に備え付けられているハローワークの自己求人検索機は、求職者と一緒でなければ検索・閲覧できない状況となっていることなどが挙げられる。

平成 15 年 11 月の事業開始から 16 年 4 月末までの実績をみると、本事業の主な対象者である 30 歳未満の若年層では、新規求職者に対する就職決定者の割合は、ハローワークが 15.1% (新規求職者 1,098 人、就業決定者 166 人)であるのに対し、当社は 33.8% (新規求職者 358 人、就業決定者 121 人)となっている。前述の事項を改善し、官民の連携を強化できればより一層の効果を上げることができると考えている。

ウ 厚生労働省

厚生労働省は、上記イの(株)リクルートの意見について、次のとおりとしている。

情報共有については、足立公共職業安定所、民間事業者及び足立区の三者で情報提供者の承諾を得られたものを提供する旨協定を締結している。

平成 15 年度の求人情報の提供実績は、足立公共職業安定所から民間事業者へは

566 件となっている。

公共職業安定所の「就職件数」と民間事業者の「就業決定者」は異なる概念であり、比較することは不適當である（公共職業安定所の「就職件数」は、公共職業安定所の窓口の職業紹介を受けたことによる就職に限定しているが、民間事業者の「就業決定者数」には、求職者が自ら応募したことによる就職や公共職業安定所の職業紹介を受けたことによる就職の場合が含まれている。）。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

本特例措置については、足立区以外からは提案は行われていない。

なお、調査対象とした社団法人日本人材紹介事業協会における意見は次のとおりである。

〔社団法人日本人材紹介事業協会〕

官民共同による雇用のミスマッチ解消策については、最近では、若年者が雇用関連サービスを 1 か所でまとめて受けられるワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ（注））を都道府県が設置できるようにしたモデル地域が選定されるなどしており、職業紹介事業を官民共同で行うメリットやニーズはあると思うが、本特例措置が効果的なのかについては疑問がある。

（注）ジョブカフェは、国が、若者の能力を向上させ、その就業を促進することを目的として策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づき、経済産業省、厚生労働省及び文部科学省の連携により、若年者を対象とした雇用関連サービス（情報提供、適性判断、カウンセリング、研修、職場体験、職業紹介等）をワンストップで提供するため、都道府県の主体的取組として整備される施設をいう。平成 16 年度に整備される 43 都道府県のうち、35 都道府県にハローワークが併設され若年者に対する職業紹介事業が行われることとなっている。

また、経済産業省では、平成 16 年度から、全国 15 か所のモデル地域におけるジョブカフェについて、民間事業者を積極的に活用したカウンセリングから研修までの一貫したサービスの委託（若年人材ニーズの調査、カリキュラム等の開発及び実証、情報のデータベース化、コンサルティング、求人情報の提供等）を開始している（平成 16 年度予算 52 億 5,000 万円）。

現に参入している(株)リクルートとしては、基本的に企業からの対価が見込めず採算が見込めない状況であり、(株)リクルートはライフサポート、キャリアサポートといった方針により長期的観点で参入しているところがあるのではないかと考えられる。

4 特例措置の適用が少ない原因・理由等

官民共同による雇用のミスマッチ解消という分野については、民間事業者の関心が高いと思われるが、本特例措置の適用に際しては、民間事業者、地方公共団体双方に相応の費用負担を要すること、平成 16 年度から「民間委託による長期失業者の就職支援事業」や「ジョブカフェ」事業が実施されるなど他に官民連携しての就業促進施策が講じられつつあることなどから、全国的に適用実績が少ないものと考えられる。

特例措置調査結果（907-1）

特例措置番号	907-1	
特例措置名	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業	
特例措置の概要	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人は、特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができることとするものである。</p>	
提案主体	足立区（生活創造特区）	
特例措置に係る特区の認定状況	0件	
調査対象機関	規制所管省庁	厚生労働省
	提案主体	足立区
	認定申請主体	
	その他	地方公共団体4、民間事業者・団体等5
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年3月末現在） 本特例措置に係る特区計画の認定実績はない。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 該当なし</p> <p>3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況 (1) 提案を行ったのみで認定申請していない地方公共団体 足立区は、軽中度の要介護者を対象とした小規模特別養護老人ホームについて、PFI方式によらない株式会社の参入と、その際の土地建物の一括借り上げ方式を認めることを提案している。 しかし、認められた内容は「長期間安定したサービスを提供する必要があるため、経営の安定性を確保する必要があることから、特区においては試行的に地方公共団体が十分に関与できる」方法としてPFI又は公設民営方式(907-2関係)の下で、特別養護老人ホームへの株式会社の参入が認められただけであり、PFI方式によらない株式会社の参入が認められなかったため、認定申請に至っていない。 このため、同区及び実施主体として想定される事業者（痴呆対応型共同生活介護施設（グループホーム）経営者）では、更に規制を緩和し、PFI方式によらない株式会社の参入とその際の特別養護老人ホームの土地、建物が賃貸借できることを認めて欲しいとの要望を持っている。</p>		

(2) その他の地方公共団体等

ア 奈良県

社会福祉法人が特別養護老人ホームを設置する場合、国庫補助制度により施設整備費用及び設備整備費用の4分の3（国2分の1負担、都道府県4分の1負担）の補助を受けられること、4分の1の自己負担分についても独立行政法人福祉医療機構の融資制度を利用できること、社会福祉法人が行う社会福祉事業に対し法人税は非課税とされている等税制上の優遇措置を受けられること等から、株式会社が特別養護老人ホームを設置する場合であっても、社会福祉法人を別途に設立すると考えられ、現に既存の社会福祉法人やこれから社会福祉法人を設立しようとする者からの設置要望が30件程度もある。

仮に、株式会社から市町村に特別養護老人ホーム設置について、PFI事業を行うよう提案があった場合、市町村とすれば、社会福祉法人が設置した場合には、市町村の負担がないが、PFI方式（PFI - BTO（注））の場合には事業費の4分の1が市町村の負担となり、あえて、市町村が財政負担しなければならないこの方式によって特別養護老人ホームを整備することは考えられない。

なお、県内10市はいずれも認定申請について検討していない。

（注）BTO（Build Transfer Operate）

民間事業者が資金調達、設計、施工した後、公共部門に施設の所有権を移転し、その後事業者が施設の使用許可等を与え、民間事業者はそれにより施設を運営する方法

イ 静岡県

市町村や民間事業者からの要望がなく、本特例措置の認定申請の予定はない。

ウ 特定施設事業者連絡協議会

本特例措置が適用されても、特別養護老人ホームの経営には行政による指導検査等様々な制約がかかっており、利潤を追求できない中で、あえて参入しようとする民間事業者があるか疑問である。

社会福祉法人であれば、補助金や税制等の優遇措置があるため、低所得者層を中心とする特養ホーム入居希望者に低料金でサービスすることができるが、このような措置がない場合においては、例え民設民営方式が認められたとしても、参入を希望する事業者はないと思う。

特別養護老人ホームについては、利用者負担が相対的に低いため入居希望者が多く、入居者を募集しなくても済むといったメリットがあるものの、介護付き有料老人ホームやケアハウス、グループホームといった施設を運営している事業者とすれば、介護報酬とは別途に対価を徴収することが認められていない特別養護老人ホームの経営に進出するより、比較的所得のある層を対象に経営努力し、入居者を集め、利潤を追求することができる介護付き有料老人ホーム等の方がいいと思うのではないかと。

エ 有料老人ホーム経営者

会社の方針として、介護付き有料老人ホームに入所するような比較的経済力のある者を対象としているため、特区において実施されても特別養護老人ホームの経営に参入する予定はない。

4 特例措置の適用が少ない原因・理由等

提案主体である足立区が特区において認定申請していない理由は、提案した内容であるPFI方式によらない株式会社の参入が認められなかったことによる。

全国的に本特例措置が適用されていない理由としては、事業者側からすると、PFI方式の中には土地や建物の取得を伴わないメリットがあるものもあるが、株式会社には社会福祉法人に認められている税制等の優遇措置がないなどイコールフットイングとなっていないこと、制約の多い特別養護老人ホームの分野に参入するより、介護付き有料老人ホーム等の経営の方が通常の世界原理に基づき創意工夫し対価を徴収することができるため、メリットが大きいことなども考えられる。

特例措置調査結果（907-2）

特例措置番号	907-2		
特例措置名	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業		
特例措置の概要	<p>地方公共団体は、構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、その設置する特別養護老人ホームの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認められるときは、条例で定めるところにより、構造改革特別区域法第19条第1項に掲げる基準に適合すると認められる法人にその管理を委託することができることとするものである。</p>		
提案主体	足立区（生活創造特区）		
特例措置に係る特区の認定状況	1件（岩手県一戸町（公設民営型小規模多機能福祉特区））		
調査対象機関	規制所管省庁	厚生労働省	
	提案主体	足立区	
	認定申請主体	岩手県一戸町	
	その他	地方公共団体1、民間事業者・団体等3	
調査結果			
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年3月末現在） 本特例措置に係る特区計画の認定件数は1件（岩手県一戸町）のみである。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>(1) 実施されている事業の内容</p> <p>一戸町を含む二戸地区広域市町村圏域の計画（岩手県高齢者保健福祉計画・岩手県介護保険事業支援計画）によると、目標年度である平成19年度の特別養護老人ホームの入所定員目標数は436人であり、これに対し、平成14年度末現在では入所定員は376人となっており60人の不足区域となっている。</p> <p>同町では、整備を計画している特別養護老人ホームの定員は20人と小規模であるため、施設を整備し経営するには財政上困難であるとして、施設については町が整備を行い、管理は居宅サービス事業所として実績のある第三セクター（株式会社）に委託することで経費を節減し、経営の安定を図っていく必要があると考え、特区計画の認定を受けたものである。</p> <p>現在、施設の基本設計は既に終了しており、国からの補助の内示を受けて、実施設計を行い、7月頃から建設工事に着手し、平成17年3月に完成させ、管理委託に関する町条例を策定し、4月に開設する予定となっている。</p> <p>なお、一戸町は「特別養護老人ホームの管理委託が地方自治法に基づく指定管理者制度でも行えることが分かれば、特区計画を作成し、認定を受けて条例を定める必要のある本特例措置を利用せずに、単に条例を定めればよい指定管理者制度を適用したと思う。」としている。</p>			

(2) 要件・手続等の内容

一戸町では、本特例措置の利用に際し、要件・手続が過剰又は煩瑣である状況ではなかったとしている。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

(1) 提案を行ったのみで認定申請していない地方公共団体

本特例措置は、足立区が平成14年8月に行った社会教育施設等の公の施設管理受託者の拡大を求める提案（生活創造特区構想）に包含される内容のものとなっている。

同区では、この提案内容については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により公の施設の管理について指定管理者制度が創設されたため、既に全国的に規制緩和されたものと認識しているとしている。

(2) その他の地方公共団体等

調査対象とした地方公共団体等における主な意見は、次のとおりである。

ア 奈良県

公立の特別養護老人ホームは市町村が主体となって設置すべきものとの考えから、県自らが主体となって特別養護老人ホームを新設する予定はなく、また県内の市町村においても、今後特別養護老人ホームを新設したいという意向を示しているところはない。

仮に、県内の市町村が公設民営の特別養護老人ホームの設置を要望しても、実際には、国からの国庫補助金の制限枠内でしか設置できないのが現状であり、施設の設置促進が図られる訳ではないと考える。

イ 老人福祉施設組合（広域行政組合）

現に入所者の介護等に従事している職員の雇用を今後も維持していく必要があり、管理を外部委託することは考えていない（厨房業務、清掃業務については外部委託している。）。

4 特例措置の適用が少ない原因・理由等

本特例措置について適用件数が少ない原因・理由としては、地方自治法の一部を改正する法律により、特別養護老人ホームを含む公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、地方公共団体の指定を受けた指定管理者（株式会社を含む。）が、管理を代行することができるようになったため、特区において実施する必要性が薄れたこと、地方公共団体においては、現在配置されている担当職員の処遇をどうするかという問題があり、委託のタイミングを図る必要があることなどが考えられる。

特例措置調査結果（908）

特例措置番号	908		
特例措置名	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業		
特例措置の概要	暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われる場合には、乳児院等において、調理業務を担当する者（調理員、栄養士）を外部から派遣することを可能とするものである。		
提案主体	岡山県（児童福祉施設調理特区）		
特例措置に係る特区の認定状況	2件（岡山県（児童福祉施設調理特区）、北海道仁木町（児童福祉施設調理特区））		
調査対象機関	規制所管省庁	厚生労働省	
	提案主体	岡山県	
	認定申請主体	岡山県、北海道仁木町	
	その他	地方公共団体1、民間事業者・団体等1	
調査結果			
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成16年3月末現在） 本特例措置に係る特区計画の認定件数は2件（岡山県及び北海道仁木町）である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>(1) 実施されている事業の内容</p> <p>ア 岡山県</p> <p>情緒障害児短期治療施設である岡山県立津島児童学院（以下「津島児童学院」という。）は、経費の削減等を目的とする岡山県の行政改革の一環で、平成14年4月から、施設の運営を民間委託する方針となった。</p> <p>委託先として、社会福祉法人旭川荘（以下「旭川荘」という。）を選定した際、同法人から、調理員については外部業者の派遣受け入れを可能にしてほしいとの要望がなされたことを受けて本特区の提案がなされたものである。</p> <p>岡山県は、県立の他の児童福祉施設においても、調理員の外部業者からの派遣受け入れを検討したいとしているが、実施に当たっては、職員の職種替えや調理員の解雇などの問題が生じることから、難しいとして、平成16年4月現在、同特例措置の適用は、津島児童学院のみとなっている。</p> <p>イ 北海道仁木町</p> <p>児童養護施設櫻ヶ丘学園（社会福祉法人経営）では、調理員3名（正職員2名、臨時職員1名）が調理業務を担当していたが、人件費及び食材費のコストを削減するとともに民間事業者の質の高い給食サービスの提供を受けることを目的として、本特例措置を適用したものである。</p> <p>契約した民間事業者は、東京に本社がある大手フードサービス企業であり、近隣の特別養護老人ホームにおける給食業務を受託していた実績があることなどから、委託先として選定している。平成16年4月1日から委託事業が行われているが、従来勤務していた調理員のうち臨時職員1名は退職し、残り2名の正規職員については委託</p>			

先の企業に出向する形をとり、派遣担当者として従前どおり調理業務を担当している。

これらの出向職員の人件費は施設側で負担しているが、受託事業者が食材を大量一括仕入れしていることもあり、施設側では人件費及び食材費で年間 360 万円程度のコスト削減が見込まれている。

同町では、本特例措置を利用した事業について、入所者からは給食のメニューや味付け等について好評であり、道内の児童養護施設等からの問い合わせも相当数寄せられているとしている。

(2) 要件・手続等の内容

岡山県、仁木町とも特例措置の適用に際し、要件・手続が過剰又は煩瑣ではなかったとしている。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体はない。

調査対象とした地方公共団体及び事業者団体における意見は次のとおりである。

ア 埼玉県

現在、社会福祉法人に運営を委託している児童養護施設の職員配置を検討する際、調理業務の外部委託方式の採用も検討課題となることが予想されるので、本特例措置の全国展開には賛成である。

外部委託するには、児童養護施設は、児童が昼間学校等に通学していることから昼食数が少なくなること、児童の健康状況等により、調理する昼食数が日々変化すること、調理師が児童に対する調理授業（実習）を行うなど調理業務以外のことで児童と接していることなどから、どのような契約内容とするかについて検討に時間を要することが考えられる。

なお、埼玉県内で施設を運営している社会福祉法人からは、調理業務を外部委託したいとの意見は現在のところない。

イ 社団法人日本メディカル給食協会

適用要件・手続については、特に支障となる内容ではない。

当協会の会員企業は病院や老人福祉施設等での給食サービスを受注しているが、老人福祉施設で認められて児童福祉施設では認められない理由が良く理解できない。最近ではこれらの施設が併設されているケースもあり、調理業務の効率性からも垣根を無くした方がいいのではないかと考える。

事業者としては需要のあるマーケットと思われるが、本特例措置の適用実績が低調な理由としては、施設職員の処遇の関係など自治体の事情のほか、事業者への周知が不足していることも考えられる。

4 特例措置の適用が少ない原因・理由等

本特例措置の適用に際しては、現に雇用している施設職員の処遇の問題などから、現在適用件数が少ないものとなっていると考えられる。